

2024年6月7日

－取引先のSDGs/ESGへの取組みを後押し－ 「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取組みについて

西日本シティ銀行（頭取 村上 英之）は、株式会社 KACHIKEN（代表取締役 小野 純一郎）と「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（以下「PIF」）の契約を締結しましたので、お知らせします。

PIF とは、お客さまの企業活動が環境・社会・経済に与える影響を包括的に分析し、特定されたポジティブインパクト（プラスの貢献）の向上と、ネガティブインパクト（マイナスの影響）の緩和・低減に向けて、KPI※1を設定し、金融機関がモニタリングしながら KPI 達成に向けて支援する融資です。

当行は、地域金融機関として、SDGs/ESG に取り組む企業を支援することで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

※1 KPI とは、Key Performance Indicator の略で目標を達成する上で、その達成度合いを計測・モニタリングするための定量的な指標のことで。

記

1. PIF の契約内容

契約日	2024年6月7日
融資額	100百万円
期間	5年
資金用途	運転資金

2. 設定した KPI（詳細は別紙「評価書」をご参照ください）

環境面の KPI	<ul style="list-style-type: none">2029年9月期までに同社の保有する営業車の80%を電気自動車に切り替える（2024年5月時点：15台中5台／電気自動車への切替率33.3%）。
社会面の KPI	<ul style="list-style-type: none">2029年9月期までに浄水器を標準装備した新築戸建て住宅を100戸供給する。（年間20戸、2029年9月期までに100戸の住宅を供給する。）管理者は、労働安全に関する講習を年1回受講する。また、安全管理担当者による現場パトロールを実施し、適切で合理的な安全対策を実施することで労災発生件数をゼロにする。資格取得希望者への資格手当の支給および研修の受講費用の助成を継続し、2029年までに下記の資格保有者数を各3名にする。 【該当資格】土地建物取引士、建築施工管理技士（2級以上）、建築士（2級以上）
経済面の KPI	<ul style="list-style-type: none">2029年9月期までに提携協力企業数を500社に増加させる。2029年9月期までに350区画の太陽光発電所の整備販売を行う（年間70区画）。

（注）当行は KPI のモニタリングを通じ、KPI 達成にむけて各種支援を行います。

3. 企業の概要

会社名	株式会社 KACHIKEN
所在地	福岡県北九州市八幡西区上上津役5丁目31-16
設立	2003年3月
業種	建築外装工事業
特長	<ul style="list-style-type: none">▶ 当社は、「価値（勝ち）を建設し続ける為に、経営者全社員一丸となり、それぞれの強み弱みを理解し、価値観の共有と助け合い思いやりの念を大切にする」という経営理念を掲げています。▶ また、当社は、九州から東海地方まで、サイディング^{※2}の外壁工事や屋根工事、樋工事といった総合外装事業を主力に、新築住宅事業、建築リフォーム・テナント改装事業、太陽光発電所開発等の事業を展開し、長年に渡り蓄積してきた技術力と発想力でお客さまのさまざまな課題を解決するソリューションを提供しています。

※2 サイディングとは、建物の外壁に張る仕上げ用板材のこと。

以上

本件に関するお問い合わせ先 法人ソリューション部 荒牧・鈴木 TEL 092-476-2741
--

ポジティブ・インパクト・ファイナンス
評価報告書
(株式会社 KACHIKEN)

2024年6月7日
公益財団法人 九州経済調査協会

目次

<要約>	3
1. 業界動向	7
2. サステナビリティ活動と KPI の設定	11
2-1 社会面での活動と KPI	11
2-2 経済面での活動と KPI	17
2-3 環境面での活動と KPI	19
2-4 社会面・経済面・環境面に跨る活動と KPI	21
3. 包括的分析	23
3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析	23
3-2 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定	23
3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性	25
3-4 インパクトエリア/トピックの特定方法	25
4. 地域経済に与える波及効果の測定	26
5. マネジメント体制	27
6. モニタリングの頻度と方法	27

(公財)九州経済調査協会は、(株)西日本シティ銀行が、(株)KACHIKEN(以下、KACHIKEN)に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、KACHIKENの企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響およびネガティブな影響)を分析・評価した。

分析・評価に当たっては、(株)日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中小企業¹に対するファイナンスに適用している。

<要約>

KACHIKENは、建築事業を主業としている事業者である。

福岡県北九州市に本社を置き、1997年創業時のサイディング²施工から事業拡大し、総合建設事業者となった。建材の取り扱いを大規模に行うことで、仕入れにかかる費用を抑え、注文住宅のような水準の設備を建売住宅に施すなど、価格を抑え高品質な住宅を供給している。住宅だけでなく、エネルギーの持続可能性を高めるという観点から、太陽光発電所開発にも取り組んでおり、事業者の使用電力を太陽光エネルギーに置き換える取り組みにも力を入れる。今後は住宅事業と太陽光発電事業を組み合わせ、住民が住みやすくクリーンなまちづくりを考えている。

同社が2023年に社名変更したKACHIKENの“KACHI”には“価値”や“勝ち残る”等の意味が込められており、企業として価値を“建設”、“創造”、“提供”しながら成長するという想いを表している。従業員や職人に対しても共存共栄に向けて、賃金アップや資格取得制度、パートナーシップの構築などに積極的に取り組んでいる。

同社の強みでもあり、社会面での取り組みに挙げられる浄水器を標準装備した住宅供給については、注文住宅のような設備水準の1つとして浄水器を全戸標準装備している。近年増加する子供のアレルギー等へ対応し、住人の健康や安全性の向上に資する取り組みといえる。これはUNEP FIのインパクトにおける「健康および安全性」、「水」、「住居」に該当する取り組みといえる。

また耕作放棄地等を太陽光発電所として整備し、事業者の使用電力の再エネ化に資する取り組みは、事業用電力の太陽光エネルギーへの置き換えに資するだけではなく、耕作放棄地が周辺地域に及ぼす悪影響を抑える取り組みともいえる。これは「エネルギー」と「インフラ」、「気候の安定性」に該当する取り組みといえる。

その他、同社の取り組みと関連する社会面でのインパクトエリア/トピックとしては、従業員の資格取得等のスキルアップの取り組みが「教育」、「社会的保護」、労災ゼロに向けた取り組みと従業員の労働環境の改善が「健康および安全性」と「雇用」に該当する。経済面では、パートナーシップ構築宣言による零細・中小企業の持続的な繁栄に向けた取り組みが「零細・中小企業の繁栄」に該当する。環境面では、営業車輛の電気自動車化による温室効果ガスや排気ガスの排出抑制は「気候の安定性」と「大気」に該当する。

これらの取り組みのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、KACHIKENの経営の持続可能性を高める11領域(「健康および安全性」、「水」、「エネルギー」、「住居」、「教育」、「雇用」、「社会的保護」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」、「気候の安定性」、「大気」)について、KPIが設定されている。

今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金額	100,000,000円
資金用途	運転資金
モニタリング期間	5年0カ月

¹ IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

² 建物の外壁に張る仕上げ用の板材のこと

企業概要

企業名	株式会社 KACHIKEN	
所在地	〒807-0072 福岡県北九州市八幡西区上上津役5丁目31-16	
従業員数	45名（2024年5月現在）	
資本金	300万円	
業種	建築物仕上げ・完成業 建築材料、金物類及び配管・暖房設備器具卸売業 コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業 ※産業格付は国際標準産業分類(ISIC)による	
事業内容	総合外装事業、建築事業、不動産事業、再生可能エネルギー事業、台湾貿易事業	
沿革	1997年4月 2002年9月 2003年3月 2005年5月 2014年1月 2015年2月 2017年8月 2018年2月 2021年2月 2022年4月 2023年8月	福岡県遠賀郡にて小野純一郎氏により建築外装工事業「小野サイディング」を創業 福岡県中間市に事務所移転 有限会社「小野サイディング」として法人化 北九州市八幡西区に事務所移転 北九州市八幡西区上上津役に事務所移転 岐阜県に東海営業所開設 株式会社小野サイディングに組織変更 愛知県に三河営業所開設 愛知県三河営業所から名古屋営業所に移転 福岡市に福岡営業所開設 株式会社KACHIKENに社名変更

【関連企業について】

関連企業名	設立年	事業内容
株式会社角匠	2008年	サイディング(同質出隅)の加工販売業

事業概要

事業概況

【事業の特長】

KACHIKENは、1997年に現社長である小野純一郎氏によりサイディングを用いた外装工事業社として創業した。当時サイディングを専門に施工する事業者は少なく、サイディングと比較された左官に対して、コストが低く抑えられることや工期が短縮できることもあり、事業は順調に拡大した。職人集団が工事だけを請け負う形から、材料調達や施工管理を行う会社のサイディング事業を譲受することで、2003年に有限会社小野サイディングとなった。その後もサイディングに特化した外装工事業を請け負いながら、顧客や社会のニーズに応える形で事業展開し、2008年に関連会社として設立した株式会社角匠、2015年に開設した東海営業所はサイディングの加工・販売も行っている。2023年8月には社名変更し、現在の㈱KACHIKENとなった。

KACHIKENという社名には、『価値を建設する』、『価値を創造する』、『価値を提供する』企業として成長するという想いが込められており、外装工事業専門事業者から総合住環境価値提供企業へのブランドイメージの刷新という意図もある。創業当初のサイディングを用いた外装工事業から現在では外装全般のリノベーションや住宅建材の販売事業、サイディングの加工販売、太陽光発電所の開発など多くの住環境整備に関連する事業を展開している。

▼KACHIKENの社名の由来

●小野サイディングから KACHIKEN へ

カチケン KACHIKEN とは

「カチ」が意味するものは、価値や価値観、価値感などでこの社名変更を機に、あらためて、社会にとっての価値とは何か、企業としての価値とは何か、そして株主や従業員にとっての価値とは何か、ということを考え続け、こだわり続けていく意志を表しています。

また、なんとしても「勝ち残る」という決意を込めて「カチ」という音の響きを生かすネーミングにしました。

「カチケン」というネーミングは、

『価値を建設する』、『価値を創造する』、『価値を提供する』

企業として成長するという想いを表すネーミングです

資料)KACHIKEN社内資料

▼KACHIKENという社名に込められた想い



価値ある人へ、価値ある住環境へ

価値感共創カンパニー

ふさわしい価値へ、まっすぐに

資料)KACHIKEN社内資料

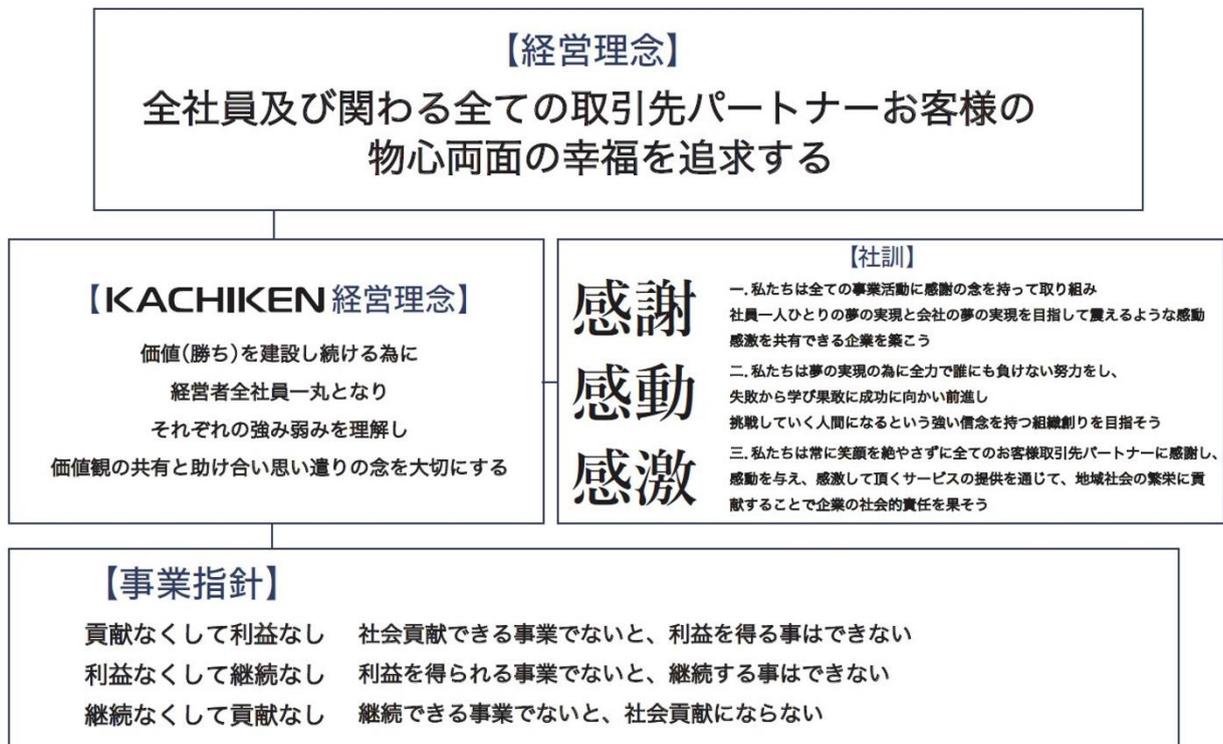
【経営理念】

KACHIKENは創業より26年間、サイディング工事の施工を軸とした「小野サイディング」として業界での基盤を構築してきた。事業の広がりの中でのサイディング以外の建築工事も増加し、2023年に「KACHIKEN」に社名変更した。

社名が変わっても、「全社員及び関わる全ての取引先パートナーお客様の物心両面の幸福を追求する」という変わらぬ経営理念の下で、外装専門事業会社から総合住環境価値提案企業となるべく、注文住宅のような設備水準の機能を備えた建売住宅の提供などの取り組みを推進している。

小野社長が掲げる今後の経営に対する目標は、後継者のいない関連事業を営む企業をM&Aでグループ会社化しながら、日本固有のサイディング工事、建設業界に貢献することである。また当社は太陽光発電所開発事業も手掛けているが、その背景としては住宅開発と太陽光発電所開発を組み合わせることで、環境に配慮した電力が安定的に供給されるまちづくりを推進したい思いがあるからである。また、『全社員と取引先の物心両面での幸福追求』という経営理念に沿って、働き方改革や賃金アップ、パートナーシップ構築宣言など従業員や職人の就業環境の整備を積極的に推進し、従業員や関連企業などとの共存共栄を目指している。

▼KACHIKENの経営理念



資料)KACHIKEN社内資料

1. 業界動向

九州における建設投資の動向

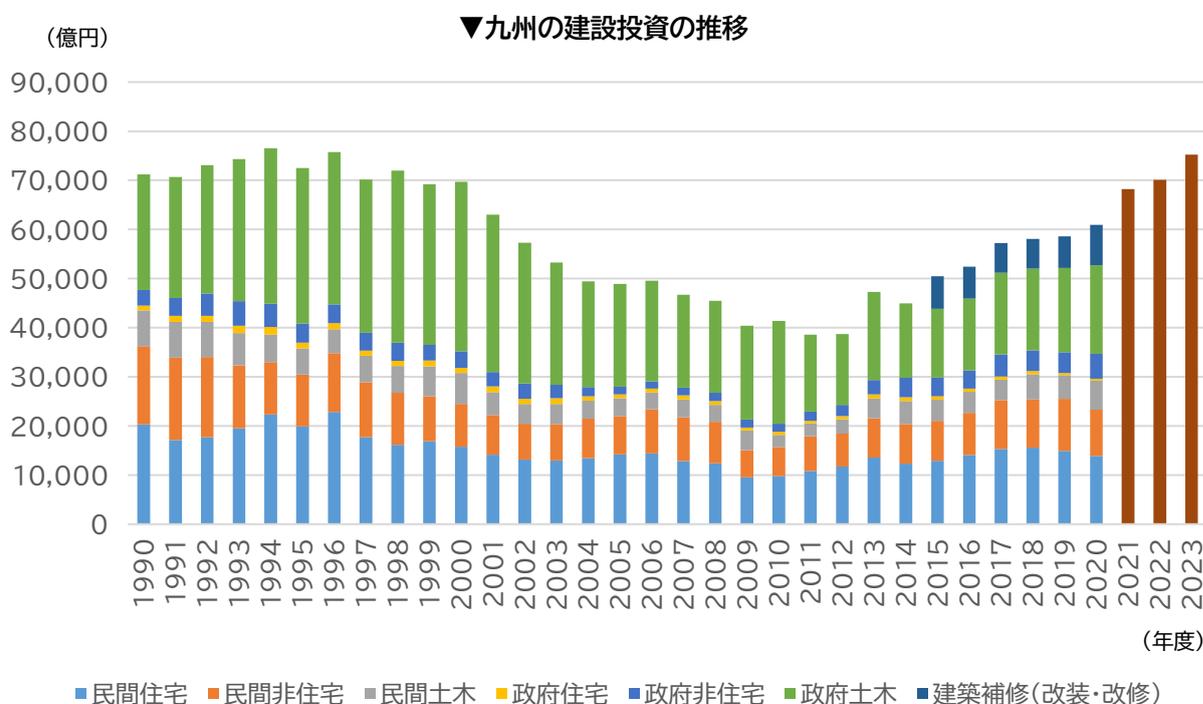
同社が事業として取り組む建物の建設工事の動向を九州地域の建設投資からみていきたい。

九州地域における建設投資は、1994年度の7.7兆円をピークに減少基調となり、2011年度には1994年度の半分程度にまで減少したが、その後、景気回復や再開発の活発化等により2015年度以降は右肩上がりとなっている。

2020年度の建設投資の種類別構成をみると、民間部門が全体の58.9%、政府部門が41.1%を占める。工事別では建築(住宅・非住宅)が60.7%、土木が39.3%であり、民間投資の大半は建築工事、政府投資の大半は土木工事である。

国土交通省によると、2023年度の建設投資は、前年度比7.3%増(全国は2.2%増)の7兆5,200億円となる見通しで、このうち、建築が4兆5,300億円(前年度比10.3%増)、土木投資が2兆9,900億円(前年度比5.3%増)となる見通しである。2015年以降は建築補修(改装・改修)投資も増加しており、建設投資に占める割合が高まっている。

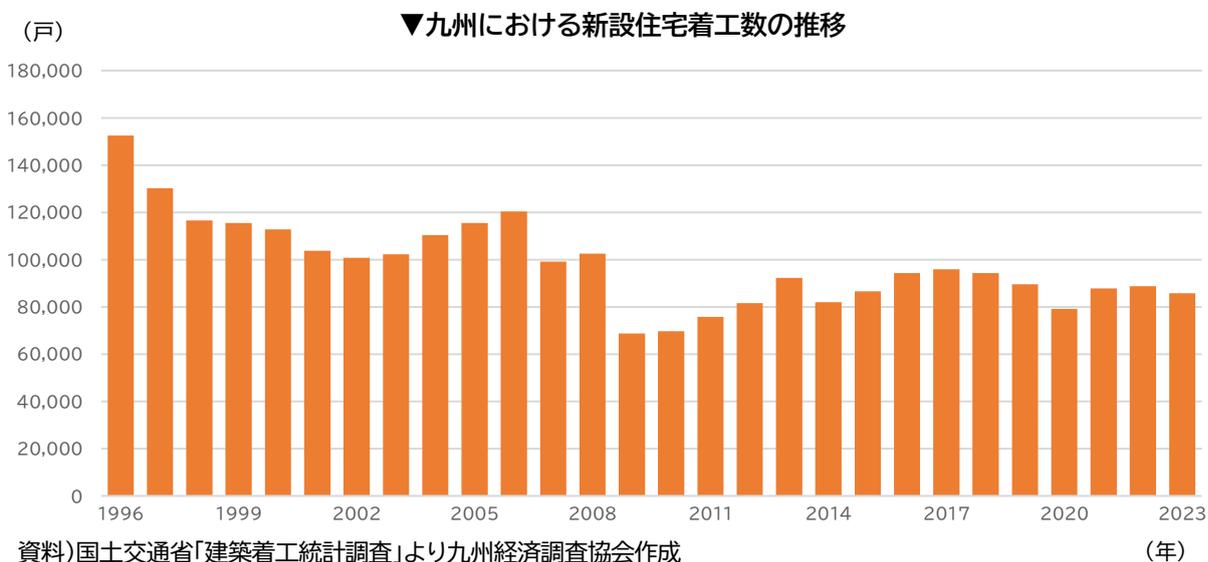
一方、建設業界全体で人件費が高騰しており、建設投資額は増えるものの建設コストも上昇しているのが現状である。



資料)国土交通省「建設投資見通し」より九州経済調査協会作成。2021年以降は合計額を表示。

新設住宅の着工数の現状

九州における年毎の新設住宅の着工数は、2000年代前半までは年間10万戸を超える水準であったが、2007年に施行された改正建築基準法に伴う建築審査の厳格化や2009年のリーマンショックによる景気後退などの影響を受け、2007年以降は大きく減少した。近年は資材の高騰や、時間外労働の上限規制の適用による供給力不足などから8万戸程度で推移している。将来的にも高齢化社会により独り暮らし世帯が増えていき、新設住宅の着工数は減少が続くと予想される。

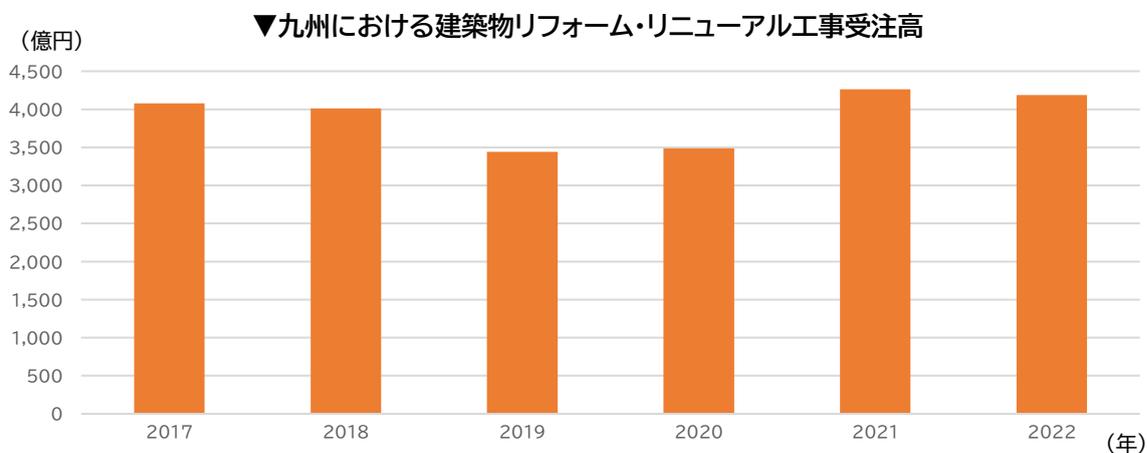


リフォーム市場の変化

少子高齢化の進行や空き家問題等をふまえ、政府は従来の新築中心の政策から、既存住宅を有効活用する住宅政策へとシフトしている。2021年3月に閣議決定された住生活基本計画(全国計画)の中では、既存住宅流通およびリフォームの市場規模を2018年の12兆円から2030年には14兆円、最終的な長期的目標として20兆円まで増加させる数値目標を掲げている。

更に、団塊ジュニア世代の持ち家がリフォーム適齢期になることや、不動産価格の高騰を受け、新築を検討していた人も持ち家のリフォームを選択するなど、リフォームの需要増加につながる社会の動きもある。2024年1月に発生した能登半島地震では過疎地の住宅の老朽化や耐震化の遅れなどが被害拡大を招いた可能性があるという指摘もあり、耐震リフォームに関する関心も高まっている。

九州においても、リフォーム需要は2019年から2020年には消費税率の引き上げに伴い減少しているものの、リフォーム・リニューアル工事受注高はおおむね3,000億~4,000億円台で推移しており、今後の住宅リフォーム市場も堅調に推移すると見られる。

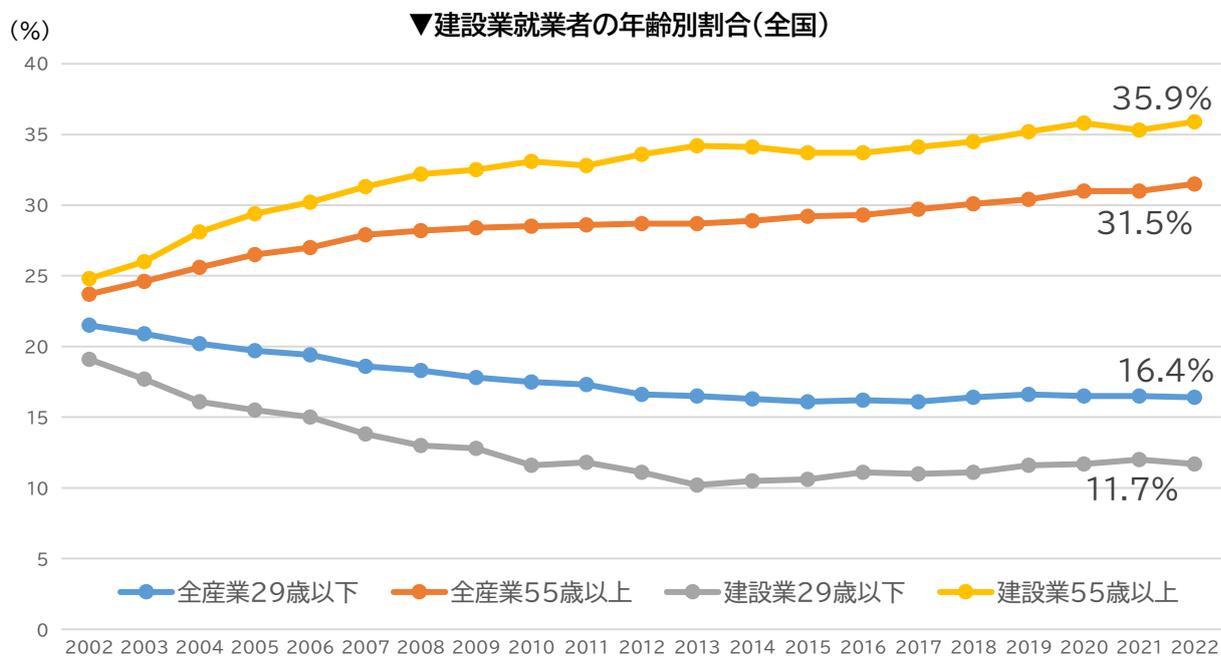


建設業の2024年問題(時間外労働の上限規制)と労働者の高齢化

2019年4月より施行されている「働き方改革関連法(改正労働基準法)」が、2024年4月から建設業界においても適用されたのを受け、数々の問題が発生すると想定されている。特に「時間外労働の上限規制」および、中小企業に適用開始された「時間外労働に関連する割増賃金引き上げ」が大きな課題となっている。なぜなら、建築業はその業務の特性から長時間労働が常態化している現状であるが、罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されると従業員が残業できる時間が短縮するためである。

労働環境を改善していくため、勤怠管理システムの導入により労働時間を適正に把握することや、国土交通省が推進している建設キャリアアップシステム(CCUS)に加入すること、完全週休2日制を導入すること、IoTやICTの活用等の新たな施策への取り組みが求められる。

また、人手不足や後継者不足問題も建設業界が抱える深刻な問題である。国土交通省によると、1997年には685万人であった建設業就業者数は、2022年には479万人まで減少している。また同年の建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化も進行している。原因としては、建設業の給与水準があまり高くない点や、労働環境に関するネガティブなイメージを持たれている点が挙げられるため、若手人材が就業したいと思えるような魅力的な労働環境を整備し、多様な人材を確保して育成することが求められている。



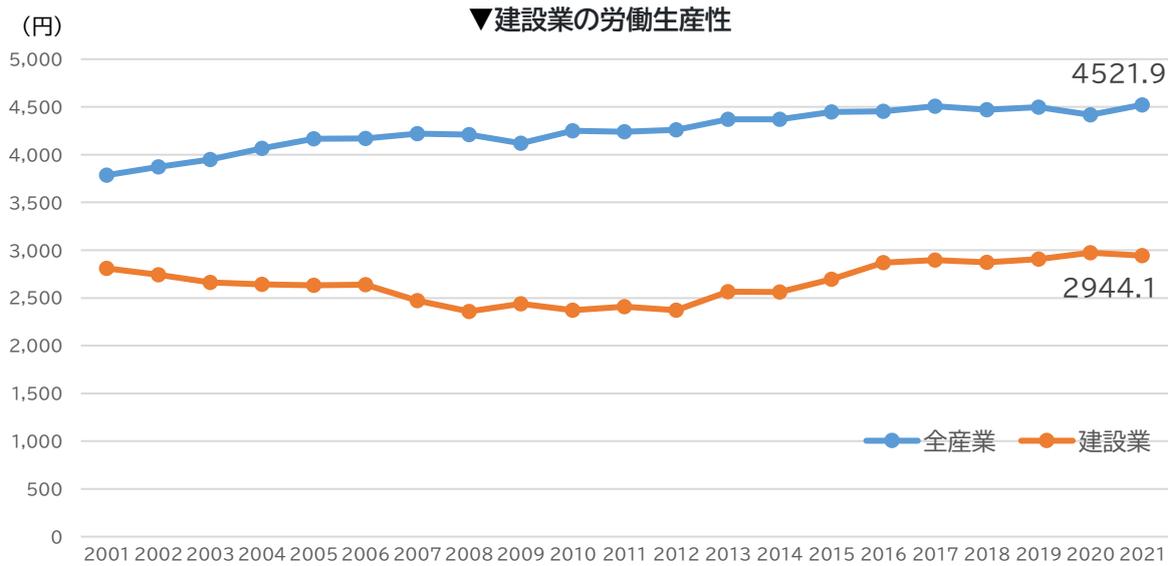
資料)総務省統計局「労働力調査」より九州経済調査協会作成

(年)

生産性向上に向けた取り組み

2021年の建設業の労働生産性は、全産業が4,521.9円であったのに対し、2,944.1円となっている。生産性自体は近年、上昇傾向にはあるものの、その水準自体は、全産業の平均値を未だに大きく下回っている。

建設物は一般に単品受注生産品であることから、作業の標準化・合理化が難しく、また現場作業に加えて膨大な事務作業も発生するため、生産性を向上させることが難しい。また業界特有の多重下請構造も、生産性の向上を阻む原因のひとつである。その中でも住宅建設に関わる事業者は大半が小規模企業や個人の大工等であり、元請ではなく、2次や3次、4次下請けとなるため、売主や元請の意向に影響を受けやすくなる。

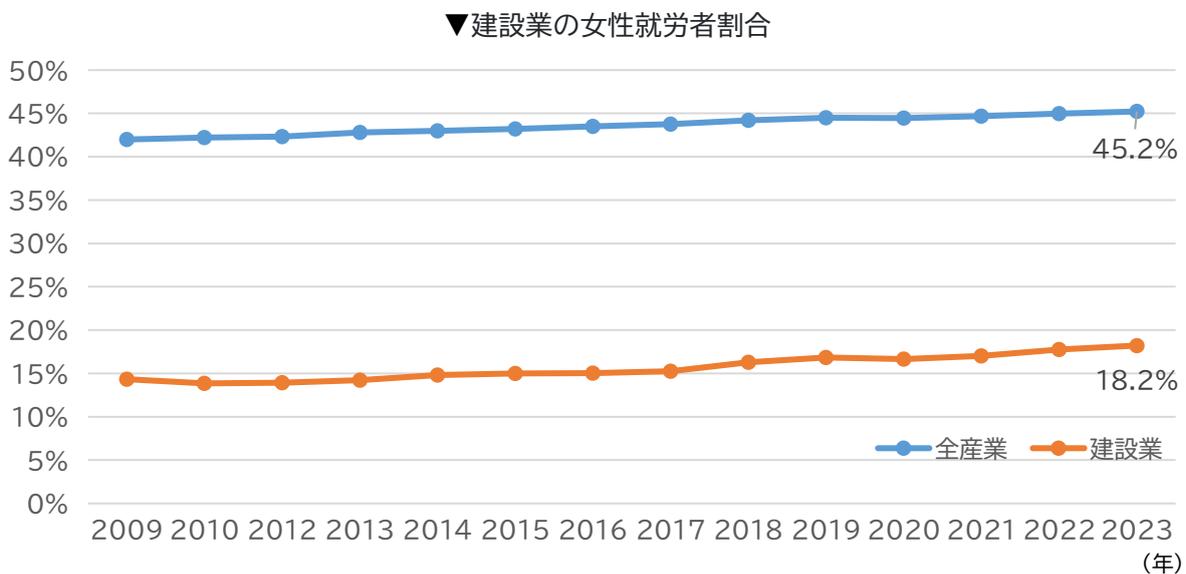


資料)総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」より九州経済調査協会作成
 労働生産性 = (実質粗付加価値額(2015年価格) / (就業者数 × 年間総労働時間数))

(年)

建設業における女性活躍

建設業界において、労働力不足を緩和するものとして、女性活躍が期待されているが、まだ道半ばである。国土交通省は2020年に「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を策定するなど建設業における女性の定着促進に向けた取り組みを推進しているが、建設業の女性就労者の割合は18.2%(2023年)であり、全産業の45.2%を大きく下回っている状態にある。



資料)総務省「労働力調査」より九州経済調査協会作成

2. サステナビリティ活動とKPIの設定

2-1 社会面での活動とKPI

(1) 浄水器を標準装備した住宅供給の取り組み

サイディングの施工から始まった同社の事業は、注文住宅の下請け業を経て、宅地開発や空き家の買取・改修・再販等、住宅供給全般に拡大してきた。特に戸建て物件の施工に関しては、さまざまタイプの住宅施工に携わってきた実績により、建築資材を直接仕入れ、注文住宅のような充実した内装を施した建売住宅を、建設コストを抑えて販売することができる強みを有している。

また、同社が今後、建築する建売戸建て物件では浄水器を標準装備する計画を立てており、それにより住宅内で使用する全ての給水設備で安全な水を使用することができる。これは同社の「住環境に新たな価値を提案する」という観点での取り組みであり、住んでいる人はもちろん、ペットや植物等も含め、安全・安心に暮らすことができるというコンセプトをもつ。

同社の物件を購入する顧客の多くは若い世代や子育て世代であり、近年増加するアレルギーなどに配慮した健康および安全性の向上に資する取り組みとも言える。

▼同社の提供している物件の例



資料)KACHIKEN提供資料

▼同社が導入している浄水器“HIKARIX”



※設置イメージ（左からの配管の場合）

資料)HIKARIXカタログより抜粋

(2)従業員のスキルアップを推進する取り組み

同社の主な事業である住宅の建設業では、多くの資格保有者が必要となる。資格取得の支援を積極的に行っていることもあり、従業員の資格取得希望者も多い。業務に関連する資格を取得したあかつきには、資格手当が支給されることに加え、資格取得に要した教材やセミナーへの参加に要した費用の助成を行っている。今後も、継続的に資格取得を支援しながら、多様なスキルや資格を持つ従業員を育成するとしている。

また、今後更なる事業展開を見据え、技能資格の類のスキルだけでなく、チームワークや社内外とのコミュニケーションスキルを有する人材を育成する必要があることから、従業員の人材育成を担う専任の顧問人材を迎えることを検討している。

▼2024年5月現在の資格取得者一覧

【建設業関連資格】	2級建築施工管理技士1名	【医療福祉教育関連資格】	作業療法士1名
	2級土木施工管理技士1名		介護支援専門員1名
	2級建築士1名		幼稚園教諭2種1名
	2級造園管理技士1名		職業訓練指導員1名
	第一種電気工事士1名		レクリエーションインストラクター1名
	第二種電気工事士1名		福祉住環境コーディネーター2級1名
【運送業関連資格】	運行管理者1名	【保険・金融関連資格】	メディカルクラーク1名
	運行管理補助者1名		重度障害者ガイドヘルパー1名
【不動産関連資格】	宅建士1名	【その他】	損害保険特級(一般)1名
			ファイナンシャルプランニング技能士1名
【派遣業関連資格】	派遣元責任者1名		三種類金融認可(台湾)1名
	職業紹介責任者1名	理財計画人所得(台湾)1名	
			行政書士1名
			産業廃棄物焼却施設技術管理者1名
			メイクセラピーアドバイザー1名

資料)KACHIKEN提供資料

(3) 労災ゼロに向けた取り組みと従業員の労働環境の改善

外装工事や建設資材の運搬など、同社の事業では身体的な労働災害が起こりうるような作業が多い。高所での作業など、重大な事故に繋がりにくい環境での作業もある。サイディングの加工を行う事業所では、塗装時に有機溶剤を利用するなど、従業員の健康状態に特別な配慮をする必要もある。

建設業や運送業上で必要な安全講習等の受講や全従業員を対象とした年1回の健康診断の実施等を行うことで安全な労働環境の提供に努めている。また建設業で必要な安全靴や長靴、ヘルメット、グローブ、ハーネス等の安全設備を対象の従業員へ支給しているほか、従業員による装備のチェックにて買い換えが必要と判断すれば、自身の判断ですぐに買い換えができる体制を取っている。

2021年に建材の落下により足指の骨折をした従業員が出たことや、職人の高齢化により建材の運搬の負担が大きくなっていることから、ウィンチ³を整備した結果、その後事故は起きていない。これまでも管理者が労働安全に関する講習を受講していたが、今後は年1回受講に加え、安全担当者が現場の安全パトロールを実施し、適切で合理的な安全対策を行うことで労働災害発生件数ゼロの継続を目指す。

併行して、従業員の賃上げにも積極的に取り組んでいる。現在の同社における賃金は建設業界・運送業界の水準に対して、平均月収で10万円ほど高い水準となっており、成果を従業員に積極的に還元する仕組みを構築している。一方で事務職員の給与は一般的な水準に留まっていたことから、2024年に事業場内の最低賃金を5.4%ベースアップしている。

基本的な労働環境として、2023年度の従業員の平均有給休暇取得日数は8.6日であった。これは2023年度就労条件総合調査における建設業の同等従業員規模(30~99人)の平均取得日数9.3日と同様の水準である。しかし同社の年間休日118日としており、これは建設業における1企業平均年間休日総数の108.3日より約10日多い水準となっている。また時間外勤務の実績においては、2023年度の平均が5.5時間/月と法定労働時間内であることを確認している。

³ 回転ハンドルまたは原動機の回転力を歯車装置などで減速して回転させるドラムでロープなどを巻き取って、ロープなどに張力を与える機構の総称。物体の上げ・下ろし、運搬、引っ張り作業などに使用する機械である。巻き揚げ機とも呼ばれ、主に重量物の移動や保持に用いられる。

(4)ダイバーシティ経営推進につながる取り組み

建設業は、他産業と比較して女性就労者の割合が低い。その中で、同社では女性の活躍推進に積極的に取り組んでおり、2024年5月現在、役員3名のうち2名が女性で、経営幹部会議の参加者も半数以上が女性という割合になっており、女性の執行役員への登用も進めている。また、子育てをしながら働きやすい環境を提供するため、フレックス勤務やリモート勤務を当日でも申請・許可する制度を導入し、リモートワーク希望者には自宅へのプリンター設置などの支援も行っている。特に、経理など事務所に縛られやすい職種もリモートワークが可能となるよう、請求書の受取システムの導入を進めている。

また、10年以上にわたり外国人実習生を受け入れており、現在はベトナムからの実習生3名が東海営業所で勤務している。実習生の日本語学習や業務指導を担当するスタッフを配して、実習生が日本での生活をストレスなく過ごせるよう支援するとともに、帰国後に経験を活かせるよう取り組んでいる。

障がい者雇用についても、健常者と同様に採用を行っている。現在、本社には障がい者が1名勤務しており、業務内容の配慮や周囲の従業員への説明を通じて、負担なく仕事ができる環境を整えている。

一方、同社の全従業員に占める非正規雇用の割合は15%ほどであり、その割合は増加傾向にある。非正規雇用の割合が上昇しているのは、70歳以上の高齢就労者を積極的に継続雇用しているためであり、時短勤務や週3日勤務など柔軟な働き方を認め、高齢者でも活躍できる条件を適えている。

▼同社の東海営業所での外国人就労の様子



資料)KACHIKEN提供資料

社会面の KPI

インパクトレーダーとの関連性	健康および安全性、水、住居
インパクトの別	健康および安全性: ポジティブ・インパクトの増大 水: ポジティブ・インパクトの増大 住居: ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	浄水器を標準装備した住宅供給数の増加
取り組み内容	安全・安心な住環境の提供
SDGs との関連性	<p>3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</p>  <p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> 
KPI(指標と目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・2029年9月期までに浄水器を標準装備した新築戸建て住宅を100戸供給する ・年間20戸、2029年9月期まで100戸の住宅を供給する <p>【浄水器標準装備の住宅供給実績】 2023年 1戸</p>

インパクトレーダーとの関連性	健康および安全性、雇用								
インパクトの別	健康および安全性: ネガティブ・インパクトの抑制 雇用: ポジティブ・インパクトの増大								
テーマ	安全な労働環境の提供								
取り組み内容	安全衛生に関する理解促進、安全管理体制の充実								
SDGs との関連性	<p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p> 								
KPI(指標と目標)	<p>・労働安全に関する講習を年1回受講、安全管理担当者の現場パトロールを実施し、適切で合理的な安全対策を実施することで、労災発生件数ゼロにする。</p> <p>【過去の労災発生件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2022年 9月期</th> <th>2023年 9月期</th> <th>2024年 9月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生件数 (件)</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		2022年 9月期	2023年 9月期	2024年 9月期	発生件数 (件)	1	0	0
	2022年 9月期	2023年 9月期	2024年 9月期						
発生件数 (件)	1	0	0						

インパクトリーダーとの関連性	教育・社会的保護												
インパクトの別	教育: ポジティブ・インパクトの増大 社会的保護: ネガティブ・インパクトの抑制												
テーマ	従業員のスキルアップ												
取り組み内容	研修受講、資格取得の推進												
SDGs との関連性	<p>4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> 												
KPI(指標と目標)	<p>・資格取得希望者への資格手当の支給、研修受講への支援を継続し、2029年までに下記の資格保有者数を各3名にする。 (2024年5月時点、各1名)</p> <p>【該当の資格の現状と目標値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>現状</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地建物取引士</td> <td>1名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>建築施工管理技士(2級以上)</td> <td>1名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>建築士(2級以上)</td> <td>1名</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table>	資格	現状	目標値	土地建物取引士	1名	3名	建築施工管理技士(2級以上)	1名	3名	建築士(2級以上)	1名	3名
資格	現状	目標値											
土地建物取引士	1名	3名											
建築施工管理技士(2級以上)	1名	3名											
建築士(2級以上)	1名	3名											

2-2 経済面での活動とKPI

(1) 零細・中小企業の持続的な繁栄に向けた取り組み

同社では、2024年2月にサプライチェーン全体の付加価値向上や親事業者・協力企業との望ましい取引慣行による共存共栄を目指し、パートナーシップ構築宣言を发出している。このパートナーシップ構築宣言とは、発注者の立場から取引先や共に価値創造を図る事業者同士の新たなパートナーシップの構築に向けて、企業の代表者の名前で宣言する国の制度である。

同社はこの宣言の中で、重点的に取り組む項目として、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列を超えた新たな連携と、振興基準の遵守を挙げている。振興基準の遵守は、①不当な原価低減要求を行わない「価格決定方法」、②協力企業への代金は現金で決済し、手形による場合でも割引料を協力企業の負担としない「手形等の支払条件」、③「知的財産・ノウハウ」に関し、片務的な機密保持契約や知的財産権の無償譲渡を求めないこと、④協力企業に対し短納期発注や急な仕様変更によって「働き方改革に伴うしわ寄せ」をしないことから構成される。

また、この宣言の中には、今後2029年9月期までの5期で複数社のM&Aによる事業承継支援を通じた事業展開を進めることも明記されている。それは結果的に、多くの零細・中小企業の事業継続を支援し、その繁栄につながるものと評価できる。

▼パートナーシップ構築宣言

<p style="text-align: center;">パートナーシップ構築宣言</p> <p>当社は、サイディング工事、リフォーム工事、住宅建築販売、建築資材販売等を通じて、高品質で価値ある住環境の提供を目指す建設業者です。当社は、サプライチェーンの取引先の皆様の価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。</p> <p>1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列を超えた新たな連携</p> <p>直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。</p> <p>【個別項目】</p> <ul style="list-style-type: none">・オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組めます。・M&A等の事業承継支援に取り組めます。・サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化に取り組めます。・専門人材のマッチングや人材育成によるサプライチェーン全体の人的資力に取り組めます。 <p>2. 「振興基準」の遵守</p> <p>親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。</p> <p>【個別項目】</p> <p>① 価格決定方法</p> <p>不合理な原価低減要求を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。</p> <p>② 手形などの支払条件</p> <p>下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。</p> <p>③ 知的財産・ノウハウ</p>	<p>知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。</p> <p>④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ</p> <p>取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方負担を押し付けないように、また、事業再開時には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。</p> <p>3. その他の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none">・取引先との間で得られた利益やコストダウンの成果を公平に分配し、「50/50」の原則に基づく関係を構築します。・従業員が購買基本方針を理解し、日々の業務に反映できるよう、理念の浸透と教育に努めます。・紙の手形の使用を減らし、現金払いや電子記録債権への移行を推進します。 <p>この宣言は、当社が持続可能で公正なビジネス環境を目指し、取引先との間で真のパートナーシップを築くための私たちの決意を示しています。私たちは、すべてのステークホルダーと共に成長し、より良い未来を築くことを約束します。</p> <p style="text-align: right;">2024年2月15日</p> <p style="text-align: center;">株式会社KACHIKEN 代表取締役社長 小野 純一郎</p>
---	--

資料)KACHIKEN 提供資料

経済面の KPI

インパクトレーダーとの関連性	零細・中小企業の繁栄														
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大														
テーマ	サプライチェーンの強化														
取り組み内容	提携協力企業数の増加														
SDGs との関連性	<p>8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> 														
KPI(指標と目標)	<p>・2029年9月期までに提携協力企業数を500社に増加させる</p> <p>【現在の協力企業数と目標値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2024年 5月時点</th> <th>2025年 9月期</th> <th>2026年 9月期</th> <th>2027年 9月期</th> <th>2028年 9月期</th> <th>2029年 9月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業数 (社)</td> <td>163</td> <td>230</td> <td>300</td> <td>370</td> <td>440</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table>		2024年 5月時点	2025年 9月期	2026年 9月期	2027年 9月期	2028年 9月期	2029年 9月期	企業数 (社)	163	230	300	370	440	500
	2024年 5月時点	2025年 9月期	2026年 9月期	2027年 9月期	2028年 9月期	2029年 9月期									
企業数 (社)	163	230	300	370	440	500									

2-3 環境面での活動とKPI

(1) 営業車の電気自動車化による環境配慮の取り組み

同社では、営業用と運搬用の車両を所有しており、特に営業用の車両については順次、電気自動車への切り替えを行っている。運搬用の車両では、現状の電気自動車では対応できない部分や有償運送業には使用できない等の制約があるため、現段階では所有するすべての車両を電気自動車への切り替えをするのは難しい。

また電気自動車に切り替える際に、同時に充電用のポートを整備する必要があり、ビルの配線の問題で取り付けできるポートの数にも限界があるため、切り替えの環境等も確認しながら取り組みを推進する。

▼本社に並ぶ電気自動車と新たに整備した充電用ポート



資料)KACHIKEN 提供資料

(2) 廃棄物の削減に向けた取り組み

同社が行うサイディング工事の施工において、サイディングの端材や廃材が必ず一定量発生する。使用するサイディングの種類は住宅ごとに異なるため、端材を別の住宅で再利用することは難しい。同社ではサイディングの出隅⁴(同質出隅)を加工製造し、注文住宅の施主の多様なニーズに応えるとともに端材の削減にも取り組んでいる。サイディングの色やデザインにおいて、採用されやすいものは、出隅として加工することで再利用につながりやすい。一方で、採用される頻度の高くない色やデザインでは、出隅としての加工ではまとまった再利用にはつながらない。

同社が廃棄物を削減する更なる取り組みとして、サイディングの端材を台湾に輸出している。日本固有の建材であるサイディングはその強度や耐久性が高く、台湾においては住宅以外の用途へのニーズがある。台湾の企業からは、出隅として再利用しにくいような色やデザインを要望されており、損傷がなく色やデザイン等の理由により日本で利活用できない部分をまとめて輸出している。

これらの取り組みにより、損傷などでそもそも利活用できないものも含めた廃棄物の約15%を再利用につなげることができている。

▼廃棄物となる端材を活用した同質出隅作成の様子



資料)KACHIKEN 提供資料

環境面の KPI

インパクトレーダーとの関連性	気候の安定性、大気
インパクトの別	気候の安定性:ネガティブ・インパクトの抑制 大気:ネガティブ・インパクトの抑制
テーマ	温室効果ガスや排気ガスの排出抑制
取り組み内容	営業車の電気自動車への切り替え計画策定
SDGs との関連性	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 
KPI(指標と目標)	・2029年9月期までに同社の保有する営業車を80%電気自動車に切り替える (2024年5月時点 15台中5台 電気自動車への切り替え率 33.3%)

⁴ 壁や柱などの構造体が外側に角を作る部分を指す。

2-4 社会面・経済面・環境面に跨る活動とKPI

(1) 太陽光発電所の開発による事業用電力の再エネ化につながる取り組み

同社では、近年太陽光発電所の開発事業にも力を入れており、主に九州エリアにおける太陽光発電所の企画設計・販売・施工を一挙に担っている。小野社長には住環境とは切り離して考えることができないエネルギーに対する課題認識があり、太陽光発電だけではなく、バイオマスや風力発電など再生可能エネルギー事業に着目していた。太陽光のFIT事業を行っていた事業者と共に太陽光事業を開始することになったが、FIT事業では採算性が低く、事業ニーズも低い状況であったため、非FITの太陽光事業で、大手企業向けの事業用太陽光発電所開発に取り組んでいる。事業スキームとしては、同社が太陽光発電所開発の用地を確保した上で、電力利用を希望する企業とマッチングし、同社が企画設計・施工を行う。太陽光発電所で発電される電力は企業が事業用途で利用するが、余剰電力については他社に売電するなどしているという。

なお、太陽光発電開発の用地取得において、森林の伐採などは全く行っておらず、耕作放棄地などが用地の候補となる。該当の区画の日照条件や地形、地質、気象データなどを確認した上で選定している。また土地の規制や利用計画を確認して、環境への影響を最小限に抑える為に環境アセスメントを実施し、適切な手続きにより許可を取得している。

開発に際して、対象となるエリアの各戸に訪問し、太陽光発電開発に関して説明を行い、近隣住民への配慮を行っている。この背景には電力利用を希望する企業のコンプライアンスの遵守があり、今後も開発に際して、周辺エリアへの配慮は欠かさずに取り組む考えである。

現在、太陽光発電所の用地を100区画確保し、主に大手企業との間で既に21区画の契約を締結している。今後も継続的に用地を確保しながら、事業用の電力の太陽光エネルギーへの置き換えに力を入れていきたいと考えている。

▼太陽光発電所開発のスキーム



資料)KACHIKEN 提供資料

▼耕作放棄地を太陽光発電所に



資料)KACHIKEN 提供資料

(2)太陽光発電所のメンテナンスの取り組み

同社では、自社で開発を行った発電所のメンテナンスも行っている。非FITの50kW以上の太陽光発電所では、電気事業法や改正FIT法においてメンテナンスが義務化されている。一方で50kW未満の非FITの太陽光発電所や完全自家消費の住宅用太陽光発電所等は義務化の対象外になっている。太陽光発電所では、適切なメンテナンスを行わないと、発電効率が低下するのに加え、設備の不具合への対応が遅れることで不測の損害を与えてしまう可能性がある。

太陽光発電所を設置した物件においては、定期的な点検や保守計画を策定し、効率的な運用ができるようメンテナンスのサービスを実施している。現在九州全体で84件メンテナンスを行っている。

同社では太陽光発電所の用地取得のための営業を行う際に、手入れの行き届いていない太陽光発電所の所有者に対して、メンテナンスの必要性の説明や保守計画に関するサービスの説明などを行い、効率的な運用につながるよう取り組んでいる。

社会面・経済面・環境面の KPI

インパクトレーダーとの関連性	エネルギー、インフラ、気候の安定性	
インパクトの別	エネルギー: ポジティブ・インパクトの増大 インフラ: ポジティブ・インパクトの増大 気候の安定性: ポジティブ・インパクトの増大	
テーマ	再生可能エネルギー普及促進	
取り組み内容	太陽光発電所開発計画の策定の取り組み	
SDGs との関連性	<p>7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。</p> <p>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>	 
KPI(指標と目標)	・2029年9月期までに350区画の太陽光発電所の整備販売を行う(年間70区画)	

3. 包括的分析

3-1 UNEP FIのインパクト分析ツールを用いた分析

UNEP FIのインパクト分析ツールを用いて、網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクトとして「エネルギー」、「住居」、「健康と衛生」、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」が、ネガティブ・インパクトとして「現代奴隷」、「自然災害」、「健康および安全性」、「賃金」、「社会的保護」、「民族・人種平等」、「その他の社会的弱者」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」が特定された。

3-2 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定

KACHIKENの個社要因を加味して、同社のインパクトエリア/トピックを特定した。その結果、同社のサステナビリティ活動に関連のあるポジティブ・インパクトとして、浄水器を標準装備した住宅供給の取り組みを行っている点を評価して、「健康および安全性」、「水」を追加した。同様に従業員のスキルアップを推進する取り組みを行っている点を評価して、「教育」を追加した。太陽光発電所の開発による事業用電力の再エネ化を促す取り組みを評価して、「気候の安定性」を追加した。

また関連のあるネガティブ・インパクトとして、太陽光発電所のメンテナンスの取り組みを行っている点を評価して、「エネルギー」、「インフラ」を追加した。同様に女性管理職の積極的な登用の取り組みを行っている点を評価して、「ジェンダー平等」を追加した。

一方、「健康と衛生」のポジティブ・インパクトは、該当する取り組みを確認できなかったため、削除した。同様に「水域」のネガティブ・インパクトは、施工過程における排水はなかったため、削除した。

【特定されたインパクトエリア/トピック】

インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	ポジティブ インパクト	ネガティブ インパクト	
社会	人格と人の 安全保障	紛争			
		現代奴隷		●	
		児童労働			
		データプライバシー			
		自然災害		●	
	健康および安全性		●	●	
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水		●	
		食料			
		エネルギー		●	●
		住居		●	
		健康と衛生			
		教育		●	
		移動手段			
		情報			
		コネクティビティ			
		文化と伝統			
	ファイナンス				
	生計	雇用		●	
		賃金		●	●
		社会的保護			●
平等と正義	ジェンダー平等			●	
	民族・人種平等			●	
	年齢差別				
	その他の社会的弱者			●	
経済	強固な制度・ 平和・安定	法の支配			
		市民的自由			
	健全な経済	セクターの多様性			
		零細・中小企業の繁栄		●	
	インフラ		●	●	
経済収束					
環境	気候の安定性		●	●	
	生物多様性と 生態系	水域			
		大気		●	
		土壌		●	
		生物種		●	
		生息地		●	
	サーキュラリティ	資源強度		●	
		廃棄物		●	

【表示の分類】

特定されたインパクトエリア/トピックの表示分類	ポジティブ インパクト	ネガティブ インパクト
UNEP FIのみで特定されたインパクトエリア/トピック		
UNEP FI、個社分析双方で特定されたインパクトエリア/トピック	●	●
個社分析でのみ特定されたインパクトエリア/トピック	●	●

3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性

KACHIKENのサステナビリティ活動のうち、ポジティブ面のインパクトエリア/トピックとして、浄水器を標準装備した住宅供給の取り組みが「健康および安全性」、「水」、「住居」のポジティブ・インパクトの増大につながる取り組みと評価できる。また、太陽光発電所の開発による事業用電力の再エネ化を、「エネルギー」、「インフラ」、「気候の安定性」へのポジティブ・インパクトの増大につながる取り組みとして評価できる。同様に、零細・中小企業の持続的な繁栄に向けた取り組みは「零細・中小企業の繁栄」のポジティブ・インパクトの増大につながる取り組みである。

一方、ネガティブ面においては、ダイバーシティ経営推進につながる取り組みのうち、女性活躍推進は「ジェンダー平等」のネガティブ・インパクトの抑制につながる取り組みである。営業車の電気自動車への切り替えによる環境配慮の取り組みは「気候の安定性」と「大気」、太陽光発電所のメンテナンスの取り組みは「エネルギー」と「インフラ」のネガティブ・インパクトの抑制につながる取り組みといえる。

ポジティブ面、ネガティブ面双方につながる取り組みとしては、また、ダイバーシティ経営推進につながる取り組みのうち、外国人実習生の継続的な受け入れと手厚い生活支援体制の構築は「教育」のポジティブ・インパクト増大と「民族・人種平等」のネガティブ・インパクトの抑制につながるものと評価される。労災ゼロに向けた取り組みと職員の労働環境の改善が「健康および安全性」のネガティブ・インパクトの抑制と「雇用」のポジティブ・インパクトの増大につながると評価できる。また、従業員のスキルアップを推進する取り組みは「教育」のポジティブ・インパクトの増大と「社会的保護」のネガティブ・インパクトの抑制に該当する。

なお、ネガティブ・インパクトのうち「自然災害」、「土壌」、「生物種」、「生息地」については、住宅地や太陽光発電所の開発時に森林の伐採等を行っておらず、環境アセスメントを実施して自然環境への影響を最小限に留める対策を取っていることから、インパクトとしては特定するが、KPIは設定しない。同様に「現代奴隷」、「賃金」についても、一般的な労働環境は整っており、休暇の取得も柔軟に申請する体制を取っていることや、最低賃金は遵守され、積極的に賃上げを実施していることから、KPIは設定しない。「ジェンダー平等」、「民族・人種平等」、「その他の社会的弱者」においても、多様な人材の働く環境への配慮、必要があれば支援体制を整えるなどの対応が取られており、インパクトとしては特定するが、KPIは設定しない。「エネルギー」、「インフラ」においても、太陽光発電所の定期的な点検や保守計画の策定を実施しており、メンテナンスの部署を設置し、顧客の保守サービスを行っていることから、十分に対策が取られていると判断し、KPIは設定しない。「廃棄物」においても、発生する産業廃棄物の適切な処理がなされていることが確認できたため、KPIは設定しない。

3-4 インパクトエリア/トピックの特定方法

UNEP FI のインパクト評価ツールを用いたインパクト分析結果を参考に、KACHIKENのサステナビリティに関する活動を同社のHP、提供資料、ヒアリングなどから網羅的に分析するとともに、同社を取り巻く外部環境を勘案し、同社が環境・社会・経済に対して最も強いインパクトを与える活動について検討した。そして、同社の活動が、対象とする営業地域やサプライチェーンにおける環境・社会・経済に対して、ポジティブ・インパクトの増大やネガティブ・インパクトの抑制に最も貢献すべき活動を、インパクトエリア/トピックとして特定した。

4. 地域経済に与える波及効果の測定

KACHIKENが本ポジティブ・インパクト・ファイナンスのKPIを達成することによって、現在の売上高17.6億円を、5年後に売上高100億円とすることを目標とする。

このような同社の事業による地域経済への効果を、「福岡県産業連関表(37部門表)」を用いて試算すると、現在の売上高(17.6億円)によっても、雇用者所得増による消費増なども含め、福岡県へ計27.3億円の経済波及効果があるものと試算される。

さらに、上記の売上高100億円の目標を実現した場合、年間158.4億円の経済波及効果を生み出す企業となるものと見込まれる。このうち、売上100億円は同社に帰属する効果であるが、58.4億円(=158.4億円-100億円)は社外への経済波及効果である。

なお、この158.4億円の経済波及効果(生産誘発額)は、92.6億円の付加価値を生み、そのうち51.7億円は雇用者への所得となる。このようなメカニズムによって、地域内に各種需要が喚起され、その経済効果は幅広い産業へ及ぶこととなる。

(百万円)

	生産誘発額	うち粗付加価値誘発額	
		うち粗付加価値誘発額	うち雇用者所得誘発額
第1次波及効果	13,361	7,640	4,537
第2次波及効果	2,481	1,618	629
合計	15,843	9,258	5,165

第一次波及効果は同社の売上と同社の生産増に必要な原材料やサービス需要による効果

第二次波及効果は、第一次波及効果で誘発される生産増に伴い増加する雇用者所得がもたらす消費需要による効果

波及効果の倍率 **1.58** 倍

※波及効果の倍率は、生産誘発額の合計/同社の売上

産業別にみた経済波及効果は、同社の産業である「建設」、「その他の土木建設」が大きい。その他、「不動産仲介及び賃貸」、「その他の対事業所サービス」、「商業」など、同社がもたらす生産と需要が広く波及するものとみられる。

順位	産業部門	金額 (百万円)	順位	産業部門	金額 (百万円)
1	建設	3,000	6	金融・保険	428
1	その他の土木建設	3,000	7	住宅賃貸料(帰属家賃)	369
3	不動産仲介及び賃貸	1,945	8	物品賃貸サービス	250
4	その他の対事業所サービス	1,616	9	その他の窯業・土石製品	216
5	商業	1,527	10	自家輸送	211

5. マネジメント体制

KACHIKENでは、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、プロジェクトチームを結成した。最高責任者として小野 純一郎 代表取締役社長を中心に、自社の事業活動とインパクトとの関連性、KPIの設定等について検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、小野 純一郎 代表取締役社長を最高責任者とし、大東 真紀 取締役を実行責任者として、全従業員が一丸となり、KPIの達成に向けた活動を実施していく。

最高責任者	小野 純一郎 代表取締役社長
実行責任者	大東 真紀 取締役

6. モニタリングの頻度と方法

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、西日本シティ銀行とKACHIKENの担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。

西日本シティ銀行は、KPI達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは西日本シティ銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成したKPIに関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などによりKPIを変更する必要がある場合は、西日本シティ銀行とKACHIKENが協議の上、再設定を検討する。

以上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、九州経済調査協会が、西日本シティ銀行から委託を受けて実施したもので、九州経済調査協会が西日本シティ銀行に対して提出するものです。
2. 九州経済調査協会は、依頼者である西日本シティ銀行および西日本シティ銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する株式会社 KACHIKEN から供与された情報と、九州経済調査協会が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな評価を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者および本件問い合わせ先>

公益財団法人 九州経済調査協会
調査研究部 主任研究員 松尾 厚

〒810-0004

福岡市中央区渡辺通2-1-82電気ビル共創館5階
TEL 092-721-4905 FAX 092-721-4904



第三者意見書

2024年6月7日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社 KACHIKEN に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社西日本シティ銀行

評価者：公益財団法人九州経済調査協会

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社西日本シティ銀行（「西日本シティ銀行」）が株式会社 KACHIKEN（「KACHIKEN」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、公益財団法人九州経済調査協会（「九州経済調査協会」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。西日本シティ銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、九州経済調査協会と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、西日本シティ銀行及び九州経済調査協会にそれを提示している。なお、西日本シティ銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

西日本シティ銀行及び九州経済調査協会は、本ファイナンスを通じ、KACHIKEN の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、KACHIKEN がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

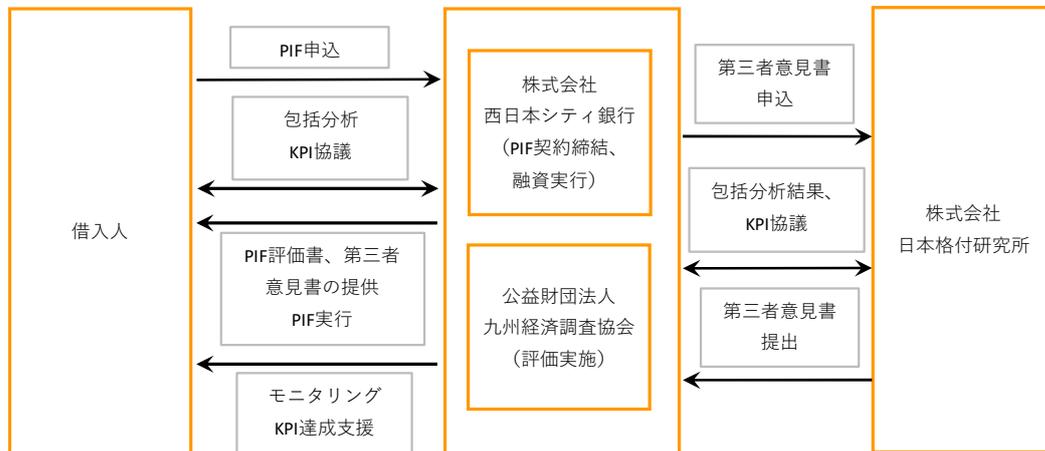
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、西日本シティ銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 西日本シティ銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：西日本シティ銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、西日本シティ銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、西日本シティ銀行からの委託を受けて、九州経済調査協会が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て九州経済調査協会が作成した評価書を通して西日本シティ銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、九州経済調査協会が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である KACHIKEN から貸付人である西日本シティ銀行及び評価者である九州経済調査協会に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

望月 幸美

望月 幸美



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル